

令和7年度

旭川農業水利事業

河川協議資料作成その他業務

特 別 仕 様 書

東北農政局旭川農業水利事業所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条

旭川農業水利事業河川協議資料作成その他業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下、「共通仕様書」という。)及び「測量業務共通仕様書」(以下、「測量共通仕様書」という。)によるほか、共通仕様書及び測量共通仕様書に対する特記及び追加事項は、本特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条

本業務は、国営旭川土地改良事業計画に基づき実施する改修工事に資するための協議資料作成及び実施設計等を行うもので、具体的には、河川工作物の改修に必要な河川協議図書の作成等、あいののダム管理用道路復旧及び布晒揚水機場撤去工事に関する実施設計並びに旧大戸川頭首工操作室のアスベスト調査を行うものである。

(場所)

第1-3条

本業務において対象とする場所は、秋田県横手市、大仙市であり、別紙1「位置図」に示すとおりである。

(低入札価格契約における第三者照査)

第1-4条

- 1 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。
- 2 第三者照査の企業に要求される資格
 - (1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
 - (2) 東北農政局において、令和7・8年度建設コンサルタントの一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
 - (3) 東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
 - (4) 共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。
 - (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

(ア) 親会社と子会社の関係にある

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある

イ 人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている

3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

- ・照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ・照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い

特別仕様書第 4-1 条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録

共通仕様書第 1-12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

8 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第 41 条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第 1 - 5 条

本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- 1 審査項目 a) ~ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- 2 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- 3 その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- 4 業務成果品のミス、不備 等

(一般事項)

第 1 - 6 条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- 1 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- 2 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。
- 3 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中にあっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-7条

管理技術者は、共通仕様書第1-6条3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博士(農学)	—	—
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	—

(照査技術者)

第1-8条

- 1 照査技術者は、共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博士(農学)	—	—
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	—

- 2 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書(案)」(以下、「照査手引書」という。)に基づき実施する。

また、照査手引書に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第1-7条第5項に規定する報告書に含めて提出するものとする。

- 3 本業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第1-9条

担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-10条

共通仕様書1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- 1 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する業務分担を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- 2 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービス(AGRIS)への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第1-11条

受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2-1条

設計作業の基本的事項に関しては、次の技術基準等を優先して適用するものとする。なお、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

番号	名称	発行所	制定(改訂)年月
1	国営土地改良事業調査計画マニュアル	(社)農業土木事業協会	平成5年3月
2	農業農村整備事業計画作成便覧	農業農村整備事業計画研究会	平成15年8月
3	土地改良事業計画設計基準・設計「頭首工」	(公社)農業農村工学会	平成20年3月
4	土地改良事業計画設計基準・設計「水路工」	(公社)農業農村工学会	平成26年3月
5	改訂 解説・河川管理施設等構造令	(社)日本河川協会	平成22年4月

(貸与資料等)

第2-2条

本業務における貸与資料は次のとおりである。

① 河川協議資料作成

分類	貸与資料	数量
その他	あいののダム管理規程（令和3年6月制定）	1式

② 協議調整に伴う河川協議資料の精査

分類	貸与資料	数量
その他	国営旭川農業水利事業 河川法第23・24・26条に係る同法第95条協議 水利使用協議図書（R1.6.13同意）	1式
その他	国営旭川農業水利事業 河川法第24・26条に係る同法第95条協議 水利使用協議図書（R4.1.20同意）	1式

③ あいののダム管理用道路復旧設計

分類	貸与資料	数量
業務報告書	平成29年度 旭川農業水利事業 大戸川頭首工他用地測量（その1）業務	1式
業務報告書	平成30年度 旭川農業水利事業 あいののダム附帯施設調査設計業務 成果品（第8章工事用道路実施設計に係る関係図書）	1式
業務報告書	平成30年度 旭川農業水利事業 あいののダム工事用道路用地測量（その1）業務 成果品	1式
業務報告書	令和5年度あいののダム導水隧道他用地測量調査業務 成果品	1式
工事成果品	令和2年度あいののダム工事用道路整備その他工事 成果品	1式
工事成果品	令和3年度あいののダム工事用道路整備（その2）その他工事 成果品	1式
工事成果品	令和4年度～令和6年度あいののダム改修その他工事 成果品（令和5年度設計・施工の仮設栈橋1橋に関する地質調査結果を含む関係図書）	1式

④ 布晒揚水機場撤去工事実施設計

分類	貸与資料	数量
業務報告書	令和2年度 旭川農業水利事業 布晒揚水機場他撤去測量設計業務	1式
業務報告書	令和6年度 旭川農業水利事業 河川協議資料作成業務	1式

上記資料のほか、監督職員との協議の結果、必要と認められた資料について貸与する。

(貸与資料等の取扱い)

第2-3条

第2-2条に示す貸与資料等の取扱いは、次のとおりとする。

- 1 貸与資料等の記載事項の解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- 2 貸与資料等は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

(設計条件)

第2-4条

設計作業における設計条件は、次のとおりである。

(1) あいののダム管理用道路

総延長 L=2.1km

管理用道路工事に用仮設備

仮設栈橋工 3か所 L=112.7m

カゴ枠積工 5か所 L=151.0m

盛土等拡幅工 3か所 L=90.6m

(2) 布晒揚水機場

揚水機場 一式

集水管 HP 有孔φ900 L=426.50m

送水管 DIP φ400 L=184.70m

吐水槽 L=5.70m

堤防横断暗渠 SP φ450 L=45.90m

吸水槽 L=3.90m

(関連業務)

第2-5条

本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた設計としなければならない。

業務名	業務実施期間
令和7年度新上堰頭首工他河床変動解析業務	令和7年4月～12月

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条

1 作業項目及び数量

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は、別紙2「作業項目内訳表」に示すものとする。

作業項目	作業数量
1. 河川協議資料作成	1式
2. 協議調整に伴う河川協議資料の精査	1式
3. あいののダム管理用道路復旧設計	1式
4. 布晒揚水機場撤去工事実施設計	1式
5. アスベスト調査(旧大戸川頭首工操作室)	1式

2 作業項目のうち、3. あいののダム管理用道路復旧設計に係る設計対象となる管理用道路の詳細図は別紙3「あいののダム管理用道路平面図」による。

3 作業項目のうち、4. 布晒揚水機場撤去工事実施設計に係る設計対象となる揚水機場の施設は別紙4「布晒揚水機場撤去平面図」による。

- 4 作業項目のうち、5. アスベスト調査（旧大戸川頭首工操作室）に係る調査対象の詳細図は別紙
- 5 「旧管理室建屋解体図」による。

（作業の留意点）

第3-2条

- 1 作業を実施するにあたり、行政機関等からの資料を収集する場合は、事前に監督職員に通知するものとする。
- 2 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
- 3 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- 4 第2-1条及び第2-2条並びに共通仕様書に示す貸与資料等や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- 5 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。
- 6 設計・施工計画に影響する用地買収範囲、借地関係の資料は設計着手時に発注者から指示するので、これについて十分認識の上、作業を行うものとする。
- 7 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関して新技術や新工法等の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。
 - ・農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）は、<https://www.nn-techinfo.jp> を参照。
 - ・新技術情報システム（NETIS）は <https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS> を参照。
- 8 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。
 - ・「工事工種の体系化」は https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/ を参照。
- 9 作業にあたっては、作業の順序、方法、作業内容の詳細について監督職員と十分な打合せを行い、作業の円滑な進捗を図るものとする。

（業務の成果品質確保対策）

第3-3条

契約後業務着手時及び最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項及び「業務の成果品質確保対策」（<https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/pdf/gyoumu.pdf>）を十分に理解の上、対応するものとする。

1 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員及び工事担当者等が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

- （1）業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。

- ア 業務実施条件
- イ 業務計画の妥当性
- ウ 設計変更内容
- エ その他必要な事項

(2) 会議の開催については、監督員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数
の追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用
については、必要に応じ設計変更で計上する。

2 合同現地踏査

管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者等が、
必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計
方針の明確化等、情報共有を図るものとする。

3 照査の確実な実施

業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者
自身による報告を原則とする。また、最終打合せ時以外であっても、必要に応じて、照査技術者自
身からの照査報告を実施できるものとする。

4 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率
向上対策」(<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-205.pdf>) による工事円
滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応
じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。

5 業務確認会議において確認した事項については、業務確認会議記録簿に記録し、相互に確認する
ものとする。

(業務写真における黒板情報の電子化)

第3－4条

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行
うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。受注者は、業務契約後に監督
職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者
は、以下の1から4によりこれを実施するものとする。

1 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電
子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC
暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」) に記載する基準を用いた信憑性確
認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

2 機器等の導入

(1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

(2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。
い。

3 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

(1) 受注者は、1の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像と
して同時に記録してもよいこととする。

(2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

(3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

4 写真の納品

受注者は、3に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に（一社）施工管理ソフトウェア産業協会（<https://www.jcomsia.org/kokuban/>）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

5 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。

第4章 打合せ

（打合せ）

第4-1条

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

区分		作業段階
初回		作業着手の段階
第2回	中間打合せ	ダム管理用道路復旧 設計方針（案）策定段階 揚水機場撤去 設計方針（案）策定段階
第3回	中間打合せ	河川協議資料精査 精査方針策定段階 アスベスト調査 調査結果とりまとめ完了段階
第4回	中間打合せ	ダム管理用道路復旧 復旧設計完了段階 揚水機場撤去 撤去設計完了段階
第5回	中間打合せ	ダム管理用道路復旧 復旧設計とりまとめ段階 揚水機場撤去 撤去設計とりまとめ段階
第6回	中間打合せ	ダム管理規程（案） 素案作成完了段階 河川協議資料精査 河川協議資料とりまとめ完了段階
最終回		報告書原稿作成段階

業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、設計共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

また、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

第5章 成果物

(成果物の提出)

第5-1条

成果物を共通仕様書第1章第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

1 成果物の電子媒体（CD-R等）正副各1部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体（CD-R等）により別途1部提出するものとする。

2 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

(成果物の提出先)

第5-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

秋田県横手市本町2番9号（横手法務合同庁舎1階）

東北農政局旭川農業水利事業所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条

業務請負契約書第17条から20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

1 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合

2 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合

3 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合

4 履行期間の変更が生じた場合

5 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合

6 その他

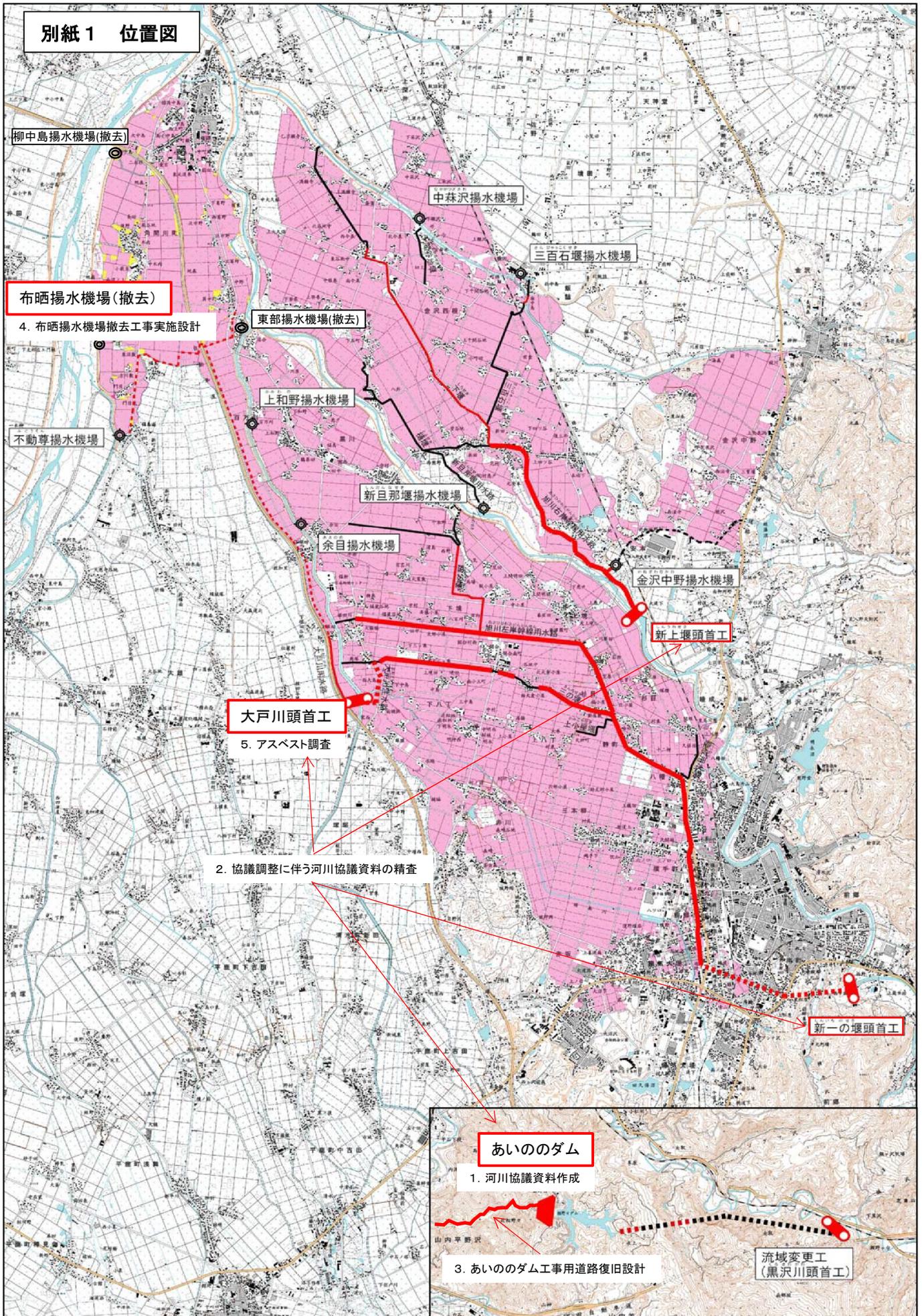
第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7-1条

本特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

: 業務対象位置



【作業項目内訳表 (1. 河川協議資料作成)】

作業項目	作業内容	作業実施欄
1. 資料の検討	業務実施のための貸与資料を整理し、内容を把握するとともに、作業計画を樹立する。	○
2. あいののダム管理規程(案)の作成	管理規程(案)、管理規程(案)現行変更対比表、管理規程解説版を作成する。	○
3. 点検とりまとめ	成果物について点検、とりまとめを行い、業務報告書を作成する。	○

【作業項目内訳表 (2. 協議調整に伴う河川協議資料の精査(継続協議))】

作業項目	作業内容	作業実施欄
1. 資料の検討	業務実施のための貸与資料を整理し、内容を把握するとともに、作業計画を樹立する。	○
2. 協議調整に伴う河川協議資料の精査	<p>過年度に作成した河川法第24条及び第26条第1項に関する協議図書全般について、発注者が行う河川管理者との協議調整に伴う軽微な修正等(改修計画工法の見直し、構造計算や不等流計算などは含まない)を行う。</p> <p>(対象施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あいののダム、新一の堰頭首工、新上堰頭首工、大戸川頭首工 	○
3. 点検とりまとめ	成果物について点検、とりまとめを行い、業務報告書を作成する。	○

【作業項目内訳表 (3. あいののダム管理用道路復旧設計)】

作業項目	作業内容	作業実施欄
1. 現地調査	実施設計に必要な調査を行う。	○
2. 線形計画・設計		
2-1 復旧基本方針	管理用道路の復旧計画について、1. の現地調査の結果や2-2以降の作業を踏まえ、基本的な復旧方針を立案する。	○
2-2 線形計画案の設定	管理用道路の線形等については、現況の線形を基本としつつ、現況地形、立木等の状況、施工の難易度等から、設計に資する線形計画を設定する。	○
2-3 平面計画	管理用道路の平面計画について、日常の管理車両の通行の他、管理用道路を通行してダムより先に進入する車両（一般、林業関係者）、将来的なダム（堤体を含む関連施設）の更新事業での工事用車両の軌跡、並びに付帯工（擁壁、法面対策など）の可能性などを総合的に勘案し、比較検討の上、平面計画を決定する。 なお、2-4の検討の過程において、平面計画の再検討が必要な場合には、再度平面計画について評価を行うものとする。	○
2-4 構造物計画	車両の走行性の確保、並びに施工性、経済性、維持管理の容易性等の観点から、必要となる構造物の型式、規模等の概定する。	○
3. 土工計画設計	管理用道路復旧に要する土工図（縦断面図、平面図、横断面設計図）を作成する。	○
4. 舗装復旧計画・設計図作成	現地調査による現状把握を踏まえ、舗装復旧の箇所を決定する。また、土質試験データにより、施工性等を考慮し、舗装厚等の設計を行い図面を作成する。	○
5. 付帯構造物設計図作成	工事発注の為の構造計算等、詳細設計を行い、設計図面を作成する。	○
6. 数量計算	設計図に基づき詳細な数量計算を行う。	○
7. 施工計画	復旧工事施工の使用機械の種類、仮設計画、工程計画等基本的事項の計画を行う。	○
8. 概算工事費積算	各工種、規模別に単位当たりの単価を作成し、概算工事費を算定する。	○
9. 特別仕様書作成	工事実施が可能な特別仕様書を作成する。	○
10. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○
11. 点検とりまとめ	設計計算書の点検、数量計算の点検、図面の点検とりまとめ及び報告書作成を行う。	○

【作業項目内訳表（4. 布晒揚水機場撤去工事実施設計）】

作業項目	作業内容	作業実施欄
1. 準備作業		
1-1 現地調査	機場地点及び周辺の地形、地質、現況諸施設について実施設計のために必要な現地調査を行う。	○
1-2 資料の検討	貸与資料を整理、把握し、作業計画を確立する。	○
2. 設計計画（撤去方法の検討）	現地調査及び貸与資料を基に、撤去方法を決定し、図面を作成する。	○
3. 仮設計画		
3-1 仮設計画	主要な仮設工の構造・安定計算を行い、図面を作成する。	○
3-2 工事用道路の検討	主要道路から撤去箇所までの工事用道路の線形計画・設計を行い、平面図、縦断面図、標準断面図を作成する。	○
4. 数量計算（撤去）	土工、コンクリート、撤去重量等主要な数量を詳細に計算する。	○
5. 施工計画	撤去工事、仮設工事、工程計画について詳細な施工計画を作成する。	○
6. 数量計算	設計図に基づき詳細な数量計算を行う。	○
7. 施工計画	復旧工事施工の使用機械の種類、仮設計画、工程計画等基本的事項の計画を行う。	○
8. 特別仕様書作成	工事実施可能な特別仕様書を作成する。	○
9. 概算工事費積算	主要な数量及び事例等による単価で概略工事費を算定する。	○
10. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○
11. 点検とりまとめ	設計計算書の点検、数量計算の点検、図面の点検とりまとめ及び報告書作成を行う。	○

【作業項目内訳表 (5. アスベスト調査 (旧大戸川頭首工操作室))】

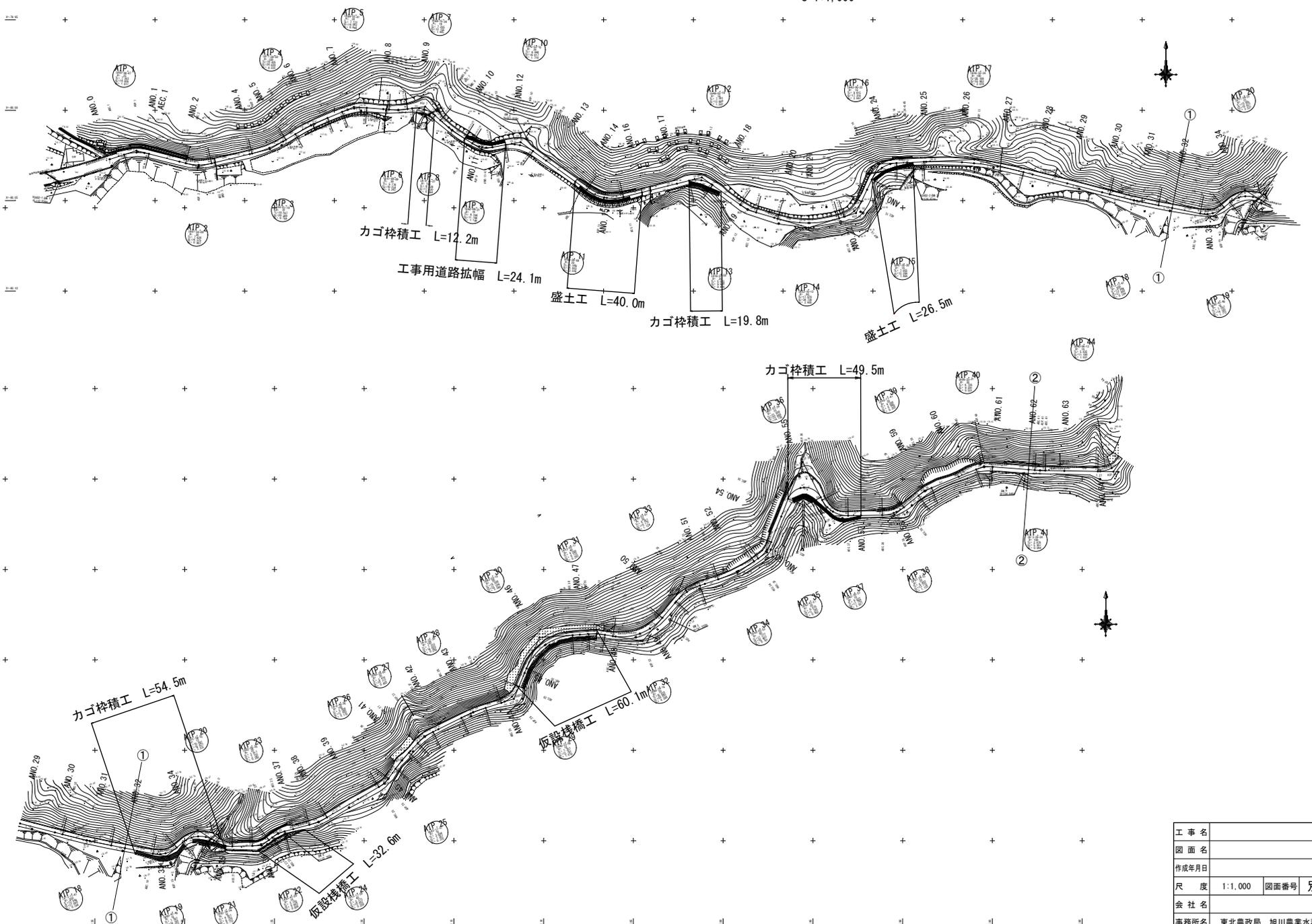
作業項目	作業内容	作業実施欄
1. 調査計画の作成	目視や既往設計図書等により、現操作室に使用されている建材について、石綿の含有が疑われる建材を抽出し、調査計画（試料採取計画、分析計画を含む）を作成する。	○
2. 試料採取	既設の大戸川頭首工旧堰操作室から室内試験のための試料採取を行う。	○
3. 室内試験	アスベスト含有量定性分析 10検体	○
4. 調査結果とりまとめ	調査結果のとりまとめを行う。	○

※試料採取は測量共通仕様書に基づき実施するものとし、一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）による試料採取とする。

なお、試料採取箇所等の詳細については監督職員と協議の上、決定するものとする。

あいののダム管理用道路平面図 (1/2)

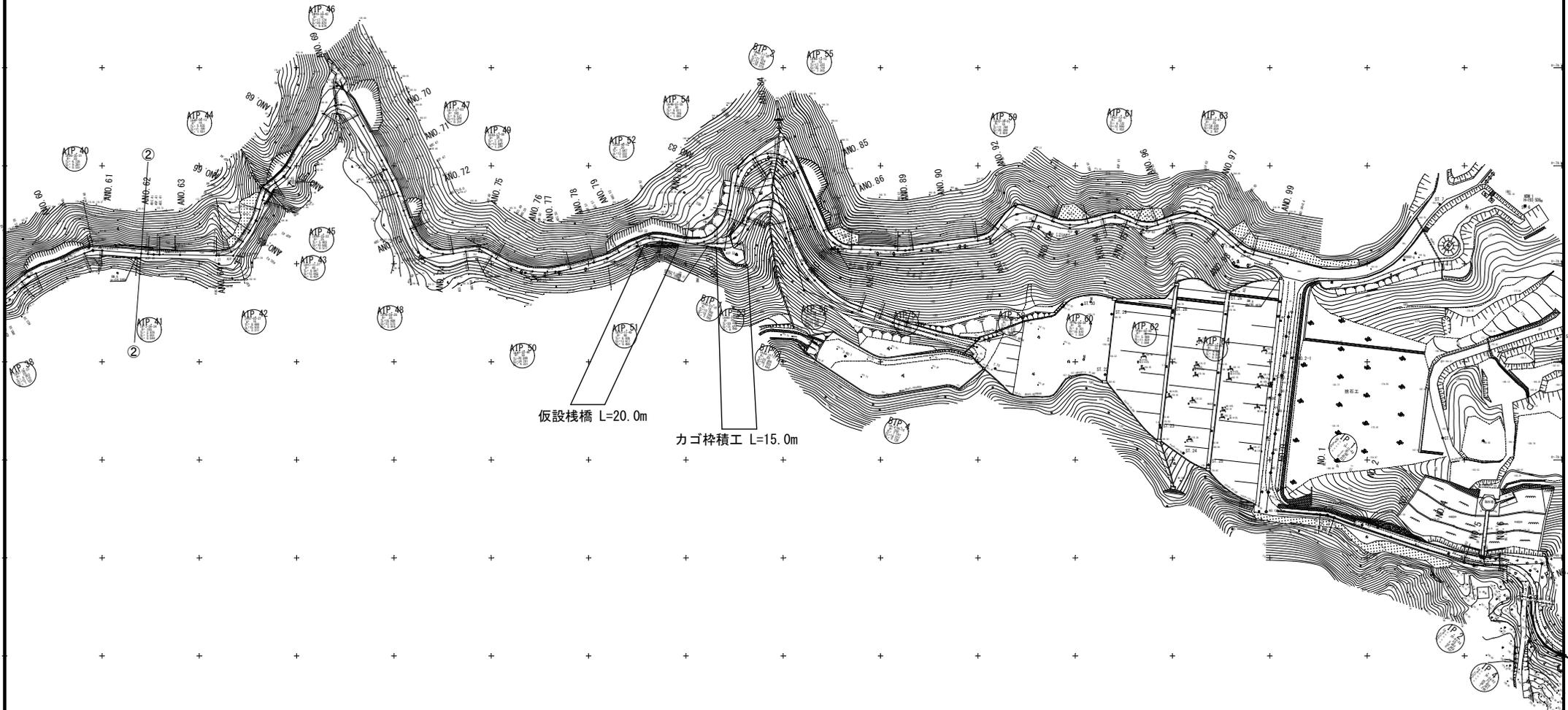
S=1:1,000



工事名			
図面名			
作成年月日			
尺度	1:1,000	図面番号	別紙3
会社名			
事務所名	東北農政局 旭川農業水利事業所		

あいののダム管理用道路平面図 (2/2)

S=1:1,000

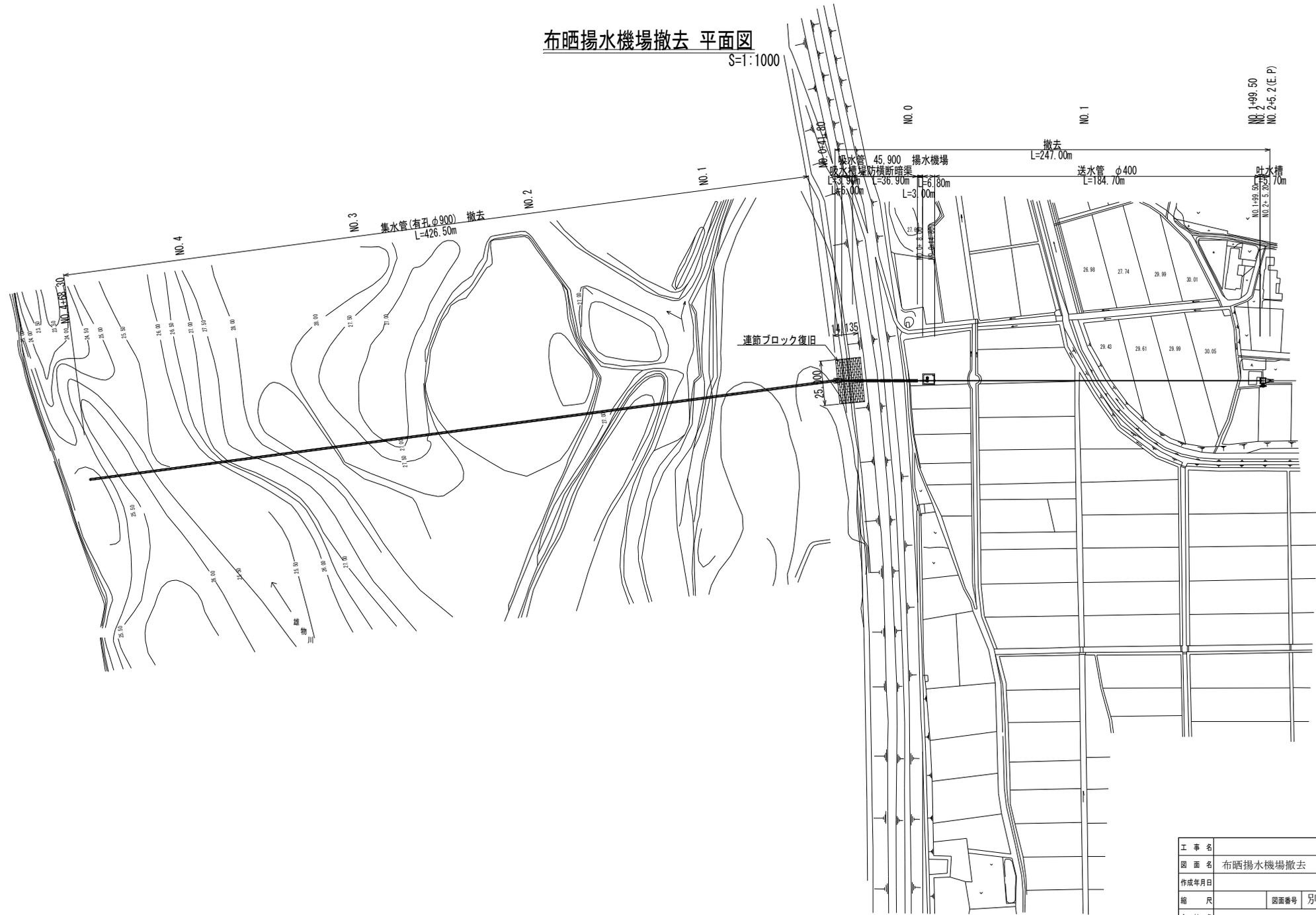


(第1回変更)

工事名			
図面名			
作成年月日			
尺度	1:1,000	図面番号	別紙3
会社名			
事務所名	東北農政局 旭川農業水利事業所		

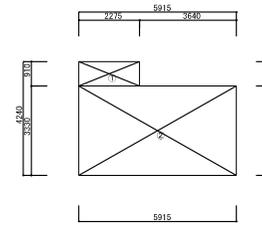
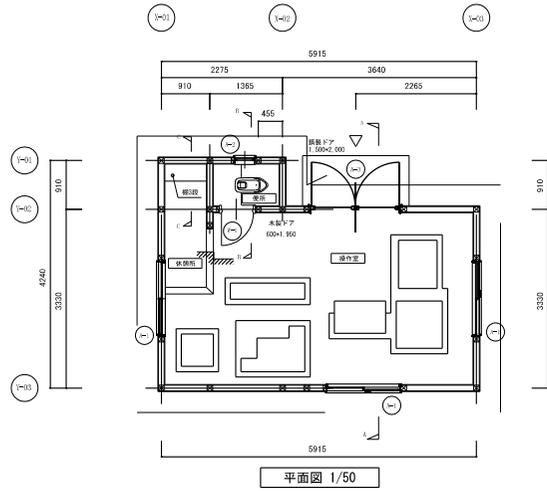
布晒揚水機場撤去 平面図

S=1:1000



工事名			
図面名	布晒揚水機場撤去 平面図		
作成年月日			
縮尺	図面番号	別紙 4	
会社名			

旧管理室建屋解体図



■ 延べ床面積 ■

記号	面積
①	2,275 × 0,91 = 2,07025
②	5,915 × 3,330 = 19,69695
合計	①+②= 21,7672㎡ → 21,76㎡

■ 外部仕上げ表 ■

名称	仕上げ
地 覆	モルタル塗り金コテ仕上げ (ア) 25
外 壁	窯業系サイディング t=12 外装断熱材E (リシン) 吹き付け、下地: アスファルトフェルト17kg
軒 天 井	ケイ酸カルシウム板 t=6 張り EP塗り
破風・鼻隠	カラー鋼板 t=0,35 加工
屋 根	カラー鋼板 t=0,4 瓦葺葺き @455

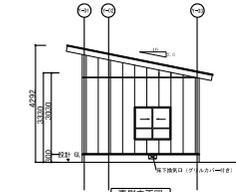
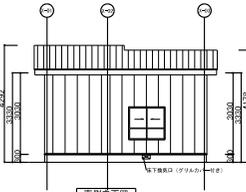
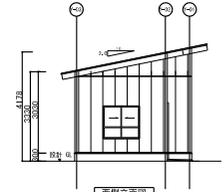
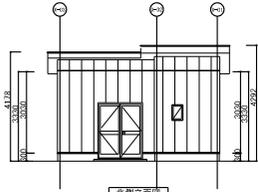
■ 内部仕上げ表 ■

室 名	床	巾木	壁紙	壁	天 井	備 考
操 作 室	モルタル塗り 金コテ仕上げ (ア) 30	モルタル塗り 金コテ仕上げ (ア) 30	石膏ボード t=12張り	同 左	石膏ボード t=12張り	
休 憩 室	兼	兼葺せ	石膏ボード t=12張り	同 左	石膏ボード t=12張り	欄 板
便 所	モルタル塗り 金コテ仕上げ (ア) 30	モルタル塗り 金コテ仕上げ (ア) 30	石膏ボード t=12張り	同 左	石膏ボード t=12張り	和式両用便器

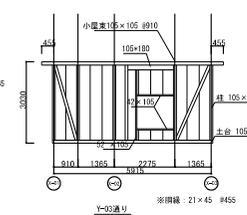
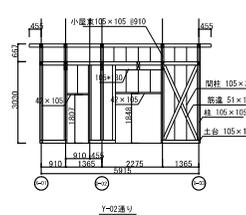
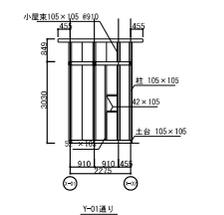
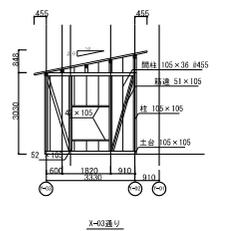
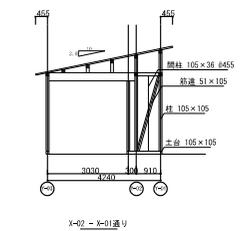
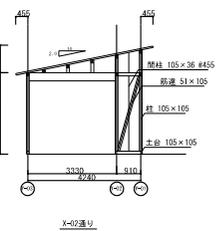
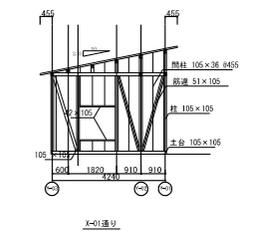
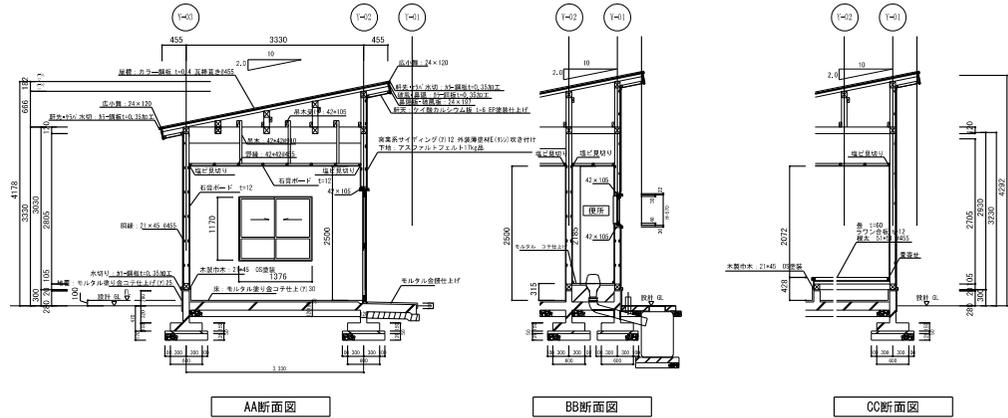
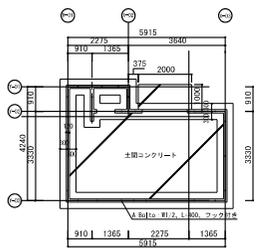
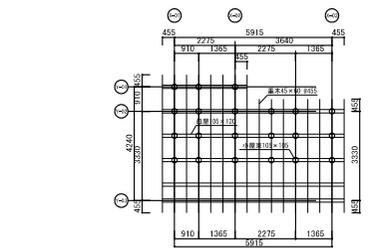
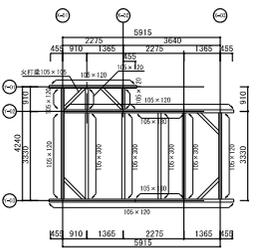
■ 建具表 ■

※形状は立面図による

記号	名 称 (数量)	寸 法	仕 上 げ・ガ ラ ス
A-1	アルミ引き違いサッシ 内付け型 (3)	W1,370×H1,170	・シルバー ・フロア上板ガラス
A-2	アルミ積ずべり出し窓 内付け型 (1)	W405×H570	・シルバー ・板硝子ガラス
A-3	樹脂製開きドア 内付け型 (1)	W1,630×H2,000	・シルバー ・フロア上板ガラス
W-1	木製フラッシュドア (1)	W600×H1950	・ポリ各種



平面図 1/50



軸組図 1/100

業務名	令和7年度 旭川農業水利事業 河川協賛資材作成その他業務
図面名	旧管理室建屋解体図
作成年月日	
縮 尺	S=1:50-100 図面番号 別紙5
会社名	
事務所名	東北農政局 旭川農業水利事務所